

東大阪市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価の高騰等の影響を受けている第2条に規定する交付対象施設に対し、負担軽減を図り、安定した地域医療の継続を支援することを目的として、予算の範囲内において東大阪市医療機関等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象施設)

第2条 支援金の交付対象施設は、市内に所在する次の各号に掲げる施設とする。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局
- (2)健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者の指定に係る訪問看護事業所(同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所をいう。ただし、介護保険適用の訪問看護のみを行っている訪問看護事業所を除く。)
- (3)医療法(昭和23年法律第205号)第2条第1項に規定する助産所
- (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項及び第9条の3の規定により届出がなされている施術所及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第19条第1項の規定により届出がなされている施術所(それぞれ受領委任取扱いの登録(承諾)を受けているものに限る。)
- (5)歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第3項に規定する歯科技工所

(交付要件)

第3条 支援金の交付要件は、次の各号全てに該当する場合に限る。

- (1)市又は市外郭団体が運営する施設でないこと。
- (2)令和8年4月1日から支援金の交付申請日(第5条第1項又は第2項の申請を行う日をいう。)までの間、交付対象施設において事業が行われていること。
- (3)支援金の交付申請をした日から令和9年3月31日までの間、交付対象施設において事業を継続する意思を有すると認められること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)に対しては本要綱に基づく支援金を交付しない。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」と

いう。)第2条第2号に規定する暴力団

(2)法第2条第6号に規定する暴力団員

(3)東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号又は大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

3 市長は、必要があると認めるときは、第5条に規定する申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(支援金の交付額)

第4条 支援金の交付額は、交付対象施設ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)2人以上の患者を入院させるための病床を有する施設 30,000円に病床の数を乗じて得た額

(2)前号以外の施設 60,000円

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(交付対象施設の開設者又は管理者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の3に規定する専ら出張によってその業務に従事する施術者を含む。))以下「申請者」という。)は、市長に対し、令和8年7月15日までに、東大阪市電子申請システムを利用することにより申請しなければならない。

2 前項の申請が困難である場合にあっては、前項に定める期日までに次に掲げる書類を市長に対し、提出することにより申請することができる。

(1)東大阪市医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)

(2)誓約書・同意書(様式第2号)

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の申請にあたり、第2条第4号に規定する施設については、同一施設であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項、第9条の3及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第19条第1項の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、第1項においては当該申請に係る電磁的記録、第2項においては当該申請に係る書類(以下「電磁的記録等」とい

う。)により当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため申請書の記載内容について軽微な修正が必要と判断したときは、申請者の同意を得て、支援金の交付申請に係る事項につき修正を加えることができる。
- 3 市長は、交付申請に係る電磁的記録等に不備があると認めるときは、当該申請をした申請者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、当該相当の期間内に申請者が補正を行わなかったときは、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による交付の決定をした申請に係る情報のうち、申請のあった施設の名称(氏名)及び所在地(住所)に関する情報を公表することができる。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者へ支援金を交付することをもって、申請者に対し交付の決定を通知したものとみなす。

- 2 市長は、前条第1項の審査の結果、支援金を交付することが適当でないとき認めるときは、理由を付して、東大阪市医療機関等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、東大阪市電子申請システムを利用して行うことができるものとする。

(交付の時期等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による交付決定を行ったときは、その翌日から30日以内に支援金を交付するものとする。ただし、申請者の責めに帰すべき事由により交付に日数を要する場合はこの限りではない。

(決定の変更等)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による交付決定について、支援金の額に誤りがあると認めるときは、当該支援金の交付決定を変更するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を変更したときは、理由を付して、東大阪市医療機関等物価高騰対策支援金交付決定変更通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項に規定する支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第 2 条の交付対象施設又は第 3 条の交付要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請内容に虚偽が判明したとき(前号に掲げる場合を除く。)

4 市長は、申請者の責めに帰すべき事由により、第 8 条に指定する日までに支援金の交付ができなかったときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

5 市長は、前 2 項の規定により交付の決定を取り消したときは、速やかにその内容を東大阪市医療機関等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(立入検査等)

第 10 条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は申請者の承諾を得た上で職員に当該申請者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(支援金の返還)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定により支援金の交付の決定を変更又は取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 支援金の返還に要する費用については、申請者の負担とする。

(加算金及び延滞金)

第 12 条 市長は、前条の規定により、支援金の返還を命ずるときの返還期限は、当該命令日から 20 日以内とし、その命令に係る支援金を支援事業者が受領した日から返還金納付日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

2 市長は、支援金の返還を命じ、これが納期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

3 前 2 項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例(昭和 43 年 3 月 30 日東大阪市条例第 1 号)第 2 条の規定の例による。

4 市長は、第 1 項及び第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。